第４　病性等の判定

農林水産省は、次の１及び２により、病性等の判定を行うものとする。

１　病性の判定方法

農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

①　病変部位の写真、疫学情報及び第３の５により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第８の１の⑴の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の１の⑵の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛肺疫の病理所見を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、病理所見及び疫学情報により、直ちに判定する。

②　①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行う菌分離検査、免疫学的抗原検査及び血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

２　患畜及び疑似患畜

農林水産省は１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

⑴　患畜

①　菌分離検査により、牛肺疫菌が分離された家畜

②　牛肺疫の病理所見が明確であり、遺伝子検査により牛肺疫菌に特異的な遺伝子が検出された家畜

③　牛肺疫の病理所見が明確であり、免疫学的抗原検査により牛肺疫菌の抗原が検出された家畜

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合には、当該患畜確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）

②　牛肺疫の病理所見が明確であり、血清抗体検査により牛肺疫菌に対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③　第８の１の⑴の移動制限区域内又は第11の１の⑵の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛肺疫の病理所見が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

④　患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って28日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

⑤　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜

⑥　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

⑦　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って28日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５　病性等判定時の措置

口蹄疫防疫指針第５を準用する。

第６　発生農場等における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

口蹄疫防疫指針第６を準用する。

第７　通行の制限又は遮断（法第15条）

口蹄疫防疫指針第７を準用する。

第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

⑴　移動制限区域

①　都道府県は、第４の２により家畜が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、発生農場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、家畜等（４に掲げるものをいう。⑵及び５の⑶において同じ。）の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）として設定する。ただし、第４の２の判定前であっても牛肺疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。

②　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第３の４の⑵に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、家畜の飼養密度に応じ、半径１キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。

⑵　搬出制限区域

都道府県は、原則として、発生農場を中心とした半径５キロメートル以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）として設定する。なお、⑴の②の場合には、移動制限区域の外縁から５キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。

⑶　家畜市場又はと畜場で発生した場合

都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。

①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。

②　当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として⑴及び⑵と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。

⑷　制限区域の設定方法

①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。

②　制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。

③　制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。

ア　制限区域内の家畜の所有者、市町村及び関係機関への通知

イ　報道機関への公表等を通じた広報

ウ　主要道路と移動制限区域及び搬出制限区域との境界地点での標示